

令和 7 年度  
会員外への助成事業（グリーン経営認証助成金）  
交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業の許可を受けた事業者で、公益社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）未加入の者が、交通安全、環境問題に積極的に取り組む場合に、一定の助成を行い事業の健全な発展に資することを目的とする。

（助成対象者）

第 2 条 助成対象者は、協会に未加入の事業者とする。

（助成の事業）

第 3 条 助成の事業は、「グリーン経営認証助成金」とする。

（事業期間）

第 4 条 本要綱に定める助成事業は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。ただし、予算額に達し次第、本助成事業は終了する。

（助成条件）

第 5 条 助成の条件は、貨物自動車運送事業法等関係法令を遵守する意識が高く、次の各号の全てに該当する事業者とする。

- （1）直近の適正化巡回指導において、A ランクの判定を受けていること。
- （2）安全性評価事業で G マークの認定を受けていること。
- （3）過去 3 年以内に、貨物自動車運送事業法等法令違反により行政処分を受けたことがないこと。

（助成金額）

第 6 条 助成金額は、事業者の奈良県内営業所でグリーン経営認証登録の取得または更新に要した費用のうち、1 社 30,000 円とし、要した費用がこの額に満たないときはその金額を限度とする。

（交付申請）

第 7 条 助成金の交付を受けようとする事業者は、様式 1 の「グリーン経営認証助成金交付申請書（会員外）」を協会に提出しなければならない。

- 2 前項の申請には、前項の様式 1 で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、事業者に交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

- 1. この要綱は、令和7年4月1日から適用する。